別表六(一)の記載要領第一号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）（平成27年改正法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第67条の６第１項又は第67条の７第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同第二号を同第三号とし、同第一号中「「受取配当等の益金不算入額 (1)＋((2)－(11))＋(12)－(14))×50％＋(15)×(20％又は40％) (16)」及び「受取配当等の益金不算入額 (17)＋((18)－(27))＋(28)－(31))×50％＋(32)×(20％又は40％) (33)」」を「「受取配当等の益金不算入額 (1)＋((2)－(10))＋(11)×50％＋(12)×(20％又は40％) (13)」及び「受取配当等の益金不算入額 (14)＋((15)－(23))＋(24)×50％＋(25)×(20％又は40％) (26)」」に改め、同号を同第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

３　「左のうち益金の額に算入される金額　(33)」、「左のうち益金の額に算入される金額　(36)」及び「左のうち益金の額に算入される金額　(42)」の各欄は、法第23条第２項（租税特別措置法第67条の６第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は法第23条第３項の規定により計算した金額を記載すること。この場合において、同条第２項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表六(一)の記載要領第四号を次のように改める。

４　租税特別措置法第67条の６第１項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「本店の所在地　(38)」の欄には「特定株式投信」と記載し、「基準日　(39)」及び「保有割合　(40)」の各欄は記載を要しない。

別表六(一)の記載要領に次の一号を加える。

５　「保有割合　(40)」の欄は、法第23条第７項に規定する他の内国法人から受ける同条第１項に規定する配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうちに令第22条の３の２第２項（非支配目的株式等の範囲）に規定する短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有していないものとして記載すること。

別表六(一)付表を削る。